

大阪市告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により別紙のとおり公示する。

令和8年1月28日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

（福祉局高齢者施策部介護保険課）